個人情報ファイル簿 (単票)

令和5年7月14日作成

個人情報ファイルの名称	住民基本台帳
市の機関の名称	角田市
個人情報ファイルが利用に供される 事務をつかさどる組織の名称	市民福祉部 市民課
個人情報ファイルの利用目的	住民基本台帳の記録及び管理を行うため
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 性別、4 世帯主の氏名、5 世帯主との続柄、6 住所、7 市内において新たに住所を変更したものについてはその住所を定めた年月日、8 届出年月日、9 前住所、10 転居先住所、11 住民票コード、12 個人番号、13 異動事由、14 除票事由 (日本人について)1 住民となった年月日、2 本籍地、3 筆頭者 (外国人について)1 外国住民となった日、2 通称名、3 併記名、4 国籍・地域、5 第30条の45に規定する区分、6 在留資格、7 在留カード等の番号、8 在留期間等、9 在留期間等の満了の日
記録範囲	角田市に住民登録を有する者
記録情報の収集方法	本人または代理人から提出された住民異動届、市区町村からの通知、職員が調査等をしたもの
記録情報に要配慮個人情報が含まれる ときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	住民基本台帳ネットワークに接合している市区町村
開示請求等を受付する組織の名称及び所在地	(名 称)総務部 総務課 総務係
	(所在地)〒981-1592 角田市角田字大坊41
訂正及び利用停止に関する他の法令の 規定による特別の手続等	
個人情報ファイルの種別	 ☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) →紙媒体の有無(政令第21 条第7項に該当するファイル) □法第60条第2項第2号 (マニュアル(手作業)処理ファイル)
備考	